

遺伝カウンセラー認定試験 概要

I. 目的

本試験は、認定遺伝カウンセラーとして必要とされる専門的知識、実践技能および専門職としての態度を到達目標に照らして総括的に評価し、一定の水準に到達している者を認定することを目的とする。

II. 受験資格

認定試験を受験する者は、次の各号のすべてに該当しなければならない。（認定遺伝カウンセラー制度規則 第7条）

1. 次のいずれかに該当する者

1) 委員会が認定した認定大学院遺伝カウンセラー養成課程を修了し、修士の学位を有する者

2) 委員会が受験資格を認めた者

2. 原則として、受験申請時に日本遺伝カウンセリング学会または日本人類遺伝学会のいずれか一方において会員歴が2年以上継続している者。なお、双方の会員であることが望ましい。

III. 受験手続き

認定試験を受験しようとする者は、次の書類に受験手数料を添えて、所定の期日までに提出しなければならない。（認定遺伝カウンセラー制度規則 第8条）

1. 認定遺伝カウンセラー認定試験受験申請書
2. 履歴書
3. その他、委員会が必要と認める書類

IV. 試験の実施

（認定遺伝カウンセラー制度規則 第9条）

1. 認定試験は、年1回実施する。
2. 試験は、筆記試験および面接試験とする。
3. 試験の期日、会場、その他必要な事項は、年度当初に認定遺伝カウンセラー制度委員会のホームページに公示する。

V. 試験内容

1. 筆記試験

筆記試験は、認定遺伝カウンセラーとして必要な知識を中心に評価する。

- 実施形式：コンピュータベース試験（CBT）
- 所要時間：150分
- 出題範囲：別紙「遺伝カウンセラー認定に係る筆記試験の出題基準」参照
- 出題方針：別紙「遺伝カウンセラー認定に係る筆記試験の出題基準の利用に関する

手引」参照

2. 面接試験

面接試験は、遺伝カウンセリングの実践能力、コミュニケーション能力、専門職としての態度および倫理性を総合的に評価する。

- 実施形式：個別対面形式
- 所要時間：受験者1名あたり30分（ロールプレイ20分・口頭試問10分）
- 評価内容：別紙「遺伝カウンセラー認定に係る面接試験の出題基準」参照

VI. 認定

筆記試験および面接試験の双方に合格した者を、日本遺伝カウンセリング学会及び日本人類遺伝学会の両理事長が認定遺伝カウンセラーとして認定する。

VII. 再受験

（認定遺伝カウンセラー制度規則細則 第5条）

筆記試験または面接試験のいずれかが不合格となった場合、初回受験から連続する3回の認定試験までは、不合格となった試験のみを再受験することができる。4回目以降の再受験においては、筆記試験および面接試験の双方を受験しなければならない。

認定遺伝カウンセラー制度委員会

2026年3月15日初版